

法 学 第 3 9 号
平成 29 年 4 月 10 日

各 私 立 学 校 長 様
(中・高)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

バス定期券の適正使用について

このことについて、公益社団法人岩手県バス協会より、別添のとおり通知がありましたので、各生徒あて指導願います。

【担当】私学振興担当 佐藤

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

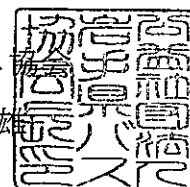
平成29年4月10日

岩手県総務部法務学事課

私学振興担当 様

公益社団法人岩手県バス協会の

会長 伊壺時 雄



バス定期券の適正使用に向けてのご協力をお願いについて

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素から、県内のバス運送事業に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて現在、県内の中学・高校に通われている多数の生徒様に、路線バスを通学にご利用いただいております。その際、定期券を購入してご利用いただくことが一般的ですが、場合によっては有効期限切れの定期券等を使用されるなど、適切・適正にご利用いただけていないケースもございます。

もし万一、定期券を不正に使用された場合には、路線バス事業者の運送約款に基づいて割増運賃のご請求が発生しますが、不正使用と判断された期間等によっては請求金額が高額となり、ご家庭の負担が大きくなることも懸念されます。

路線バス事業者としては割増運賃を申し受けることが本意ではなく、当協会といたしましても定期券の適切・適正なご使用を願うものであります。

つきましては、生徒様方に対して改めて、路線バス定期券の適切・適正なご利用に向けて、意識向上・注意喚起を働きかけて参りたいと考えますので、貴委員会のご理解・ご支援をお願い申し上げる次第でございます。

今後も、生徒様方を含めて利用者の方々の安全輸送に努めてまいりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。



謹白